

出生届提出後の主な関係手続きについて

出生届提出後の主な関係手続きについては、あなたの状況により手続きが変わります。

- ・掛川市民の方は、下の表を参考に手続きを行ってください。
- ・掛川市民でない方は、お住まいの住所地を所管する市役所（役場）へご確認ください。
- ・給付見込額や所要時間は概算または予定を目安として表示しています。あなたの状況や当日の混み具合により異なりますので、ご了承ください。
- ・手続きによっては市役所でなく職場等で行うものもあります。出生届を市役所に提出後、各職場に職場での手続き、必要書類等をご確認ください。



1. すべての方が必要な手続き（下記2及び3に該当する方を除く）

番号	手続き名	手続きの内容	給付見込額	所要時間 (予定)	転入時手續 の有無	代理人に による申請	あなたの状況	行動等	必要なもの	備考	担当課
①	出生祝品（紙おむつ）の贈呈	出生の祝品（紙おむつ）を贈呈する。	-	1分	無	可	-	出生届を掛川市に提出	-	子の住所を掛川市に登録する人のみ	市民課
②	母子健康手帳の記載	母子健康手帳に出生届出が済んだことを証明する。	-	2分	無	可	-	出生届を受理した市区町村に母子健康手帳を提出してください。	母子健康手帳		市民課
③	児童手当の新規認定請求・額改定請求	3歳未満（第1子・第2子） 0歳～高校生年代まで(18歳に達した最初の3月31日まで)の児童への児童手当の支給 15,000円/月 3歳以上から18歳年度末（第1子・第2子）10,000円/月 第3子以降 30,000円/月	15分	有	可	保護者（受給者）が公務員でない方	こども政策課で手続きを行ってください。	保護者の通帳またはキャッシュカード、マイナンバーカード	支給対象は0歳～高校生年代(18歳に達した最初の3月31日まで)	こども政策課	
④	児童手当の新規認定請求・額改定請求	同上	同上	-	-	-	保護者（受給者）が公務員の方	お勤め先で手続きをしてください。	お勤め先で確認してください。	支給対象は0歳～高校生年代(18歳に達した最初の3月31日まで)	こども政策課
⑤	子ども医療費の新規申請	0歳～高校生相当年齢(18歳に達した最初の3月31日まで)の保険診療分の医療費を助成する。	入院・通院 0円 入院時食事療養費の標準負担額 0円	15～20分	有	可	生まれた子が健康保険に加入する方	生まれた子の資格者証等が届いた後にこども政策課で手続きを行ってください。	生まれた子の資格者証等	申請書類を事前にお渡しします。	こども政策課
⑥	子育てコンシェルジュの訪問	こどもが生後10か月前後を迎える頃や転入家庭に訪問し、子育ての悩み事を伺う。	-	-	有	可	生後10か月前後まで家庭で保育する予定、または市外から転入	訪問日が近づいたらコンシェルジュから連絡します。	-		こども相談課
⑦	健康保険加入手続き	新生児も社会保険の加入手続きをし、資格確認書等を発行する。	-	-	無	-	保護者が社会保険や健康保険組合等に加入している方	お勤め先に確認して手続きを行ってください。	-	(手続きは会社等)	国保年金課
⑧	産前産後期間の厚生年金保険料の免除申請	厚生年金被保険者の産前産後免除該当届の提出	一定期間の保険料免除	-	無	-	妊娠婦が厚生年金等に加入している方	お勤め先に確認して手続きを行ってください。	-	(手続きは会社等)	国保年金課
⑨	出産育児一時金の申請	社会保険の資格確認及び出産一時金の申請	-	-	無	-	妊娠婦が社会保険や健康保険組合に加入している方	本人または扶養者のお勤め先に確認して手続きを行ってください。	-	(手続きは会社等)	国保年金課
⑩	こんにちは赤ちゃん訪問事業	出生連絡票（兼 低体重児届出書）の入力 (母子健康手帳交付時に入力の案内をいたします。)	-	未入力の 場合のみ 入力時間	無	-	-	妊娠婦健康診査受診票に掲載されているフォームから出生連絡票（兼 低体重児届出書）を入力してください。	出生連絡票		こども相談課

2. 国民健康保険や国民年金に加入する方が必要な手続き

番号	手続き名	手続きの内容	給付見込額	所要時間 (予定)	転入時手続 の有無	代理人に による申請	あなたの状況	行動等	必要なもの	備考	担当課
①	健康保険加入手続き	新生児の国保加入手続きをし、資格確認書等を発行する。	-	20分	有	可(※)	保護者が国民健康保険に加入している方	国保年金課(または支所)で手続きを行ってください。	・来庁される方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)	代理人による申請は、委任状が必要です。	国保年金課
	産前産後期間の国民健康保険料の免除申請	国民健康保険の資格確認及び出産被保険者に係る国民健康保険税軽減届出書の提出	対象期間の保険税のうち、対象者にかかる所得割額と均等割額の全額免除	5~15分	妊婦の場合 有	可(※)	妊産婦が国民健康保険の被保険者である方	国保年金課(または支所)で手続きを行ってください。(出産予定日の6ヶ月前から手続きできます)	・来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等) ・母子健康手帳	別世帯の代理人による申請は、委任状が必要です。	国保年金課
②	産前産後期間の国民年金保険料の免除申請	国民年金1号被保険者の資格確認及び産前産後免除該当届の提出	一定期間の保険料免除	5~15分	妊婦の場合 有	可(※)	妊産婦が国民年金第1号の被保険者である方	国保年金課(または支所)で手続きを行ってください。(予定日6ヶ月前から手続きできます)	・来庁される方の本人確認書類(運転免許証等) ・母子健康手帳	代理人による申請は、同一世帯員に限ります。	国保年金課
③	出産育児一時金の申請	国民健康保険の資格確認及び出産育児一時金の申請	-	-	無	-	妊産婦が直接支払制度に同意した国民健康保険加入者であり、かつ出産費用が50万円を超える方 (職場の健康保険等に1年以上本人として加入していた方が退職後6か月以内に出産した場合は、職場の健康保険等から支給される場合があります。)	手続きは不要です。(出産する医療機関の手続きのみになります。)	-	直接支払制度の手続きは、出産する医療機関におたずねください。	国保年金課 (手続きは産婦人科)
④	出産育児一時金の申請	国民健康保険の資格確認及び出産育児一時金の申請	500,000円	20~30分	無	可(※)	妊産婦が直接支払制度を利用しない方であり、かつ国民健康保険へ加入をしている方 (職場の健康保険等に1年以上本人として加入していた方が退職後6か月以内に出産した場合は、職場の健康保険等から支給される場合があります。)	国保年金課(または支所)で手続きを行ってください。	・来庁される方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) ・妊産婦の資格確認書又は資格情報のお知らせ ・「世帯主」と「妊産婦」の個人番号が確認できるもの ・直接支払制度合意文書の写し(制度を利用しない事がわかる文書) ・出産費用の領収・明細書 ・医師の証明書等(妊娠満12週(85日)以降の流産・死産の場合) ・世帯主名義の振込先口座情報がわかるもの	別世帯の代理人による申請は、委任状が必要です。	国保年金課
⑤	出産育児一時金の申請	国民健康保険の資格確認及び出産育児一時金の申請	差額分を支給	20~30分	無	可(※)	妊産婦が直接支払制度に同意した国民健康保険加入者であり、かつ出産費用が50万円未満となり差額が生じた方(一部例外あり) (職場の健康保険等に1年以上本人として加入していた方が退職後6か月以内に出産した場合は、職場の健康保険等から支給される場合があります。)	国保年金課(または支所)で手続きを行ってください。	・来庁される方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) ・妊産婦の資格確認書又は資格情報のお知らせ ・「世帯主」と「妊産婦」の個人番号が確認できるもの ・直接支払制度合意文書の写し ・出産費用の領収・明細書 ・医師の証明書等(妊娠満12週(85日)以降の流産・死産の場合) ・世帯主名義の振込先口座情報がわかるもの	別世帯の代理人による申請は、委任状が必要です。	国保年金課

3. ひとり親の方が必要な手続き

番号	手続き名	手続きの内容	給付見込額	所要時間 (予定)	転入時手續 の有無	代理人に による申請	あなたの状況	行動等	必要なもの	備考	担当課
①	ひとり親家庭等医療費助成 新規申請・対象児童増加請求	ひとり親家庭等の子が20歳に達する前日までの間、保険診療の自己負担額を助成	医療費の自己負担分 (保険診療分のみ)	15分	有	不可	ひとり親家庭の方	手続きについて説明しますので、申請前にこども政策課にご相談ください。	持ち物等については状況により異なります。		こども政策課
②	児童扶養手当 新規申請・金額改訂請求	ひとり親家庭等の子が18歳に達した最初の3月31日までの間、養育するための手当てを支給	11,010円～46,690円 (第2子以降は加算あり) ※所得制限あり	20～30分	有	不可	ひとり親家庭の方や配偶者が一定の障害がある方等	手続きについて説明しますので、申請前にこども政策課にご相談ください。	持ち物等については状況により異なります。		こども政策課

4. 保育園の入所を希望する方が必要な手続き

番号	手続き名	手続きの内容	給付見込額	所要時間 (予定)	転入時手續 の有無	代理人に による申請	あなたの状況	行動等	必要なもの	備考	担当課
①	保育園等の入園申込	保育園や認定こども園等へ入所申込を行う（生後6ヶ月以上を基本とします）	-	10分	有	可	保護者が以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合に申込ができます。 ○就労 勤務形態を問わず就労している場合(原則として月64時間以上の就労が必要) ○妊娠・出産 出産前後の場合(出産前3ヶ月間、最長6ヶ月間のみ) 他	こども保育支援課で手続きを行ってください。 ※申込書の提出期限は入園を希望する月の2ヶ月前の15日となります。	①教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申込書 ②保護者（父・母）や世帯員について保育園入園基準に該当することを証明する書類 ※②については状況により異なります。	手続きや保育料等は状況により異なりますので、詳しくは子育て総合案内サイト「かけっこ」をご覧ください。	こども保育支援課